

○令和8年度三股町介護保険施設等原油価格・物価高騰支援金交付要綱

(令和8年3月27日告示第33号)

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格、食料品価格等の物価高騰の影響が長期化する中で、町内の介護保険施設等の負担軽減措置として、予算の範囲内において交付する令和8年度三股町介護保険施設等原油価格・物価高騰支援金（以下「支援金」という。）に関し、補助金等の交付に関する規則（昭和44年三股町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者は、令和7年12月1日において本町に所在する、別表の介護保険施設等とし、交付申請時に当該事業を継続している事業者とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象外とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護サービスを提供している事業者について、令和6年9月から令和7年10月の期間において、本町の被保険者のサービス利用実績がない者

(2) 町税を滞納しているもの

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）

(4) 国又は地方公共団体（指定管理者制度による運営を含む。）

(5) 前4号に掲げる者のほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断するもの

(支援金の内容)

第3条 支援金の額は、別表に定める額とし、1法人あたりの上限額を120万円とする。ただし、入所系サービスを運営する法人にあつては、入所系サービス及び訪問介護サービス以外のサービスについては支給しない。

2 前項に掲げる支援金の交付は、交付対象者1件につき1回とする。

3 別表中の入所（入居）者数は、令和7年11月末現在の入所（入居）者数とする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 三股町介護保険施設等原油価格・物価高騰支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

(2) その他町長が必要と認める事項

(申請期限)

第5条 前条の規定による交付申請の期限は、令和8年6月30日までとする。

(交付決定)

第6条 町長は、交付申請を受理したときは、内容を審査し、決定結果を三股町介護保険施設等原油価格・物価高騰支援金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により申請者へ通知し、申請者が指定する口座に支援金を振り込むものとする。

2 町長は、前項による支援金の交付決定にあたっては、支援金の交付目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(書類の整備)

第7条 申請者は、支援金の交付に関する書類等を整備し、支援金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

2 申請者は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、効力を失う。

別表(第2条及び第3条関係)

1 法人あたりの上限額 120万円(訪問介護サービスを除く。)

サービス区分	対象施設・事業所	支援の額
入所系	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・有料老人ホーム・養護老人ホーム	16千円×入所(入居)者数
通所系	通所介護・地域密着型通所介護	159千円
訪問系	訪問介護	同法人で入所系・通所系サービスあり
		同法人で入所系・通所系サービスなし
	訪問看護	106千円
その他	居宅介護支援・福祉用具貸与	106千円